

4 申請に必要な書類等

申請に必要な書類を（１）及び（２）に記載しています。

(1) 申請書・添付書類

申請区分に応じ、以下の図を参照してください。

山口県土木建築部

様式番号	書類の名称 「省略可能な書類」欄の記号について ●…必須提出書類 ○…既に提出されている場合は省略可能 △…記載事項に変更がない場合は省略可能 ◇…更新申請の対象業種については省略可能 —…不要	要◎ 否×		省略可能な書類							
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新
申請書	山口県様式	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第1号	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	別紙一	◎◎	×	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	別紙二（１）	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	—	●●	●●	●●	●●
	別紙二（２）	◎◎	◎◎	—	—	—	●●	—	●●	●●	●●
添付書類	別紙三	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	別紙四	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第2号	◎◎	◎◎	●●	○	●●	○	●●	◇	◇	◇
	第3号	◎◎	◎◎	●●	○	●●	○	●●	●●	●●	●●
	第4号	◎◎	◎◎	●●	○	●●	○	●●	●●	●●	●●
	第6号	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	い づ れ か 第7号	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第7号別紙	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第7号の2	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第7号の2別紙一	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第7号の2別紙二	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	—	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第7号の3	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	—	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第8号	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	◇	●●	●●	●●	●●
	—	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	◇	●●	◇	◇	◇
	第9号	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	◇	●●	◇	◇	◇
	第10号	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	◇	●●	◇	◇	◇
	第11号	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第12号	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第13号	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	—	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	—	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	—	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
	第14号	◎◎	×	●●	●●	○	△	○	△	△	△
	第15号	◎◎	×	●●	●●	○	○	○	○	○	○
	第16号	◎◎	×	●●	●●	○	○	○	○	○	○
	第17号	◎◎	×	●●	●●	○	○	○	○	○	○
	第17号の2	◎◎	×	●●	●●	○	○	○	○	○	○
	第17号の3	◎◎	×	●●	●●	○	○	○	○	○	○
	第18号	×	◎◎	●●	●●	○	○	○	○	○	○
	第19号	×	◎◎	●●	●●	○	○	○	○	○	○
	—	◎◎	◎◎	●●	●●	○	△	○	△	△	△
	第20号	◎◎	◎◎	●●	●●	○	●●	○	●●	●●	●●
	第20号の2	◎◎	◎◎	●●	●●	○	△	○	△	△	△
	—	◎◎	◎◎	●●	●●	○	○	○	○	○	○
	第20号の3	◎◎	◎◎	●●	●●	○	△	○	△	△	△
	—	◎◎	◎◎	●●	●●	●●	—	●●	●●	●●	●●

(注 1) 以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類 注) 雇用保険の適用状況が確認できるものに限る

(注 2) 営業所技術者等証明書に記載された者の担当する業種に対応する技術資格を証明する資料のみ必要です。

(注 3) 「建設業法施行令第 3 条に規定する使用人」については P. 16 を参照してください。

(注 4) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します（省略はできません）。

(注 5) 建設業法施行規則第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。

(注 6) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。

(注 7) 役員（非常勤含む）、法定代理人、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人について提出が必要です。

(注 8) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細は P. 25～27 を参照してください。

(注 9) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

① 資本金の額が 1 億円超であるもの

② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるもの

(注 10) 登記事項証明書

商業登記がなされている場合においては登記事項証明書、個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書についても添付することになります。

(注 11) 事業税の納税証明書を添付します。

(注 12) 一般建設業許可において、申請区分が「新規」「業種追加」等で許可取得後の営業期間が 5 年未満かつ直近の決算書の自己資本が 500 万円未満の場合添付します。